

改訂版  
2025年9月(処遇改善)

ふだん物流。  
その技量を、  
自衛隊で生かす。

2025年度版 予備自衛官等制度  
JAPAN SELF-DEFENSE FORCE  
RESERVE

# はじめに

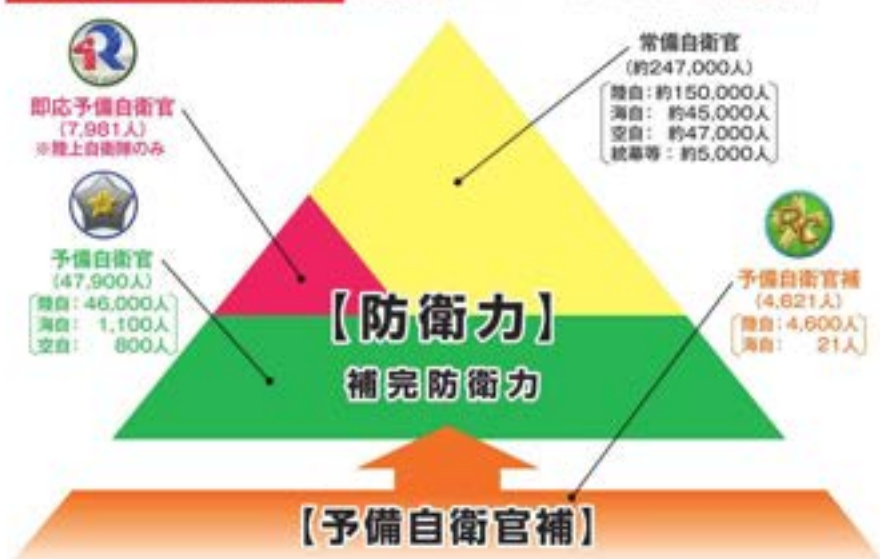
わが国の予備自衛官制度は、1954年（昭和29年）7月1日に創設され、

令和6年に70周年を迎えました。

皆様の深いご理解・ご協力をいただきながら発展し、令和6年能登半島地震においても予備自衛官等が活躍しています。

将来を見据え、予備自衛官等制度の充実・発展を図り、国民の皆様の期待と信頼に応えて参ります。

## 防衛力上の位置付け（員数については2024年度末）



物資輸送中の即応予備自衛官  
(令和6年能登半島地震)



巡回診療中の予備自衛官  
(令和6年能登半島地震)

## 予備自衛官等の処遇改善

令和6年10月、総理大臣を議長とする関係閣僚会議が設置され、同年12月に「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」が取りまとめられました。

基本方針では、予備自衛官等の手当の引上げや被服・装具の更新など、処遇改善についての幅広い施策が決定されました。

### 【処遇改善による効果】

#### ○予備自衛官

|         |                     |     |                     |
|---------|---------------------|-----|---------------------|
| 改定前     | 1年あたり<br>約9万円       | 改定後 | 1年あたり<br>約23万円      |
|         | 1任期(3年)あたり<br>約27万円 |     | 1任期(3年)あたり<br>約68万円 |
| 約2.5倍UP |                     |     |                     |

#### ○即応予備自衛官

|     |                                   |                          |                                   |
|-----|-----------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 改定前 | 1年あたり<br>1士 2尉<br>約54.4～65.8万円    | 改定後<br>最大<br>約1.6倍<br>UP | 1年あたり<br>1士 2尉<br>約81～108万円       |
|     | 1任期(3年)あたり<br>1士 2尉<br>約163～197万円 |                          | 1任期(3年)あたり<br>1士 2尉<br>約242～325万円 |
|     |                                   |                          |                                   |

# わが国を防衛するための予備自衛官等制度

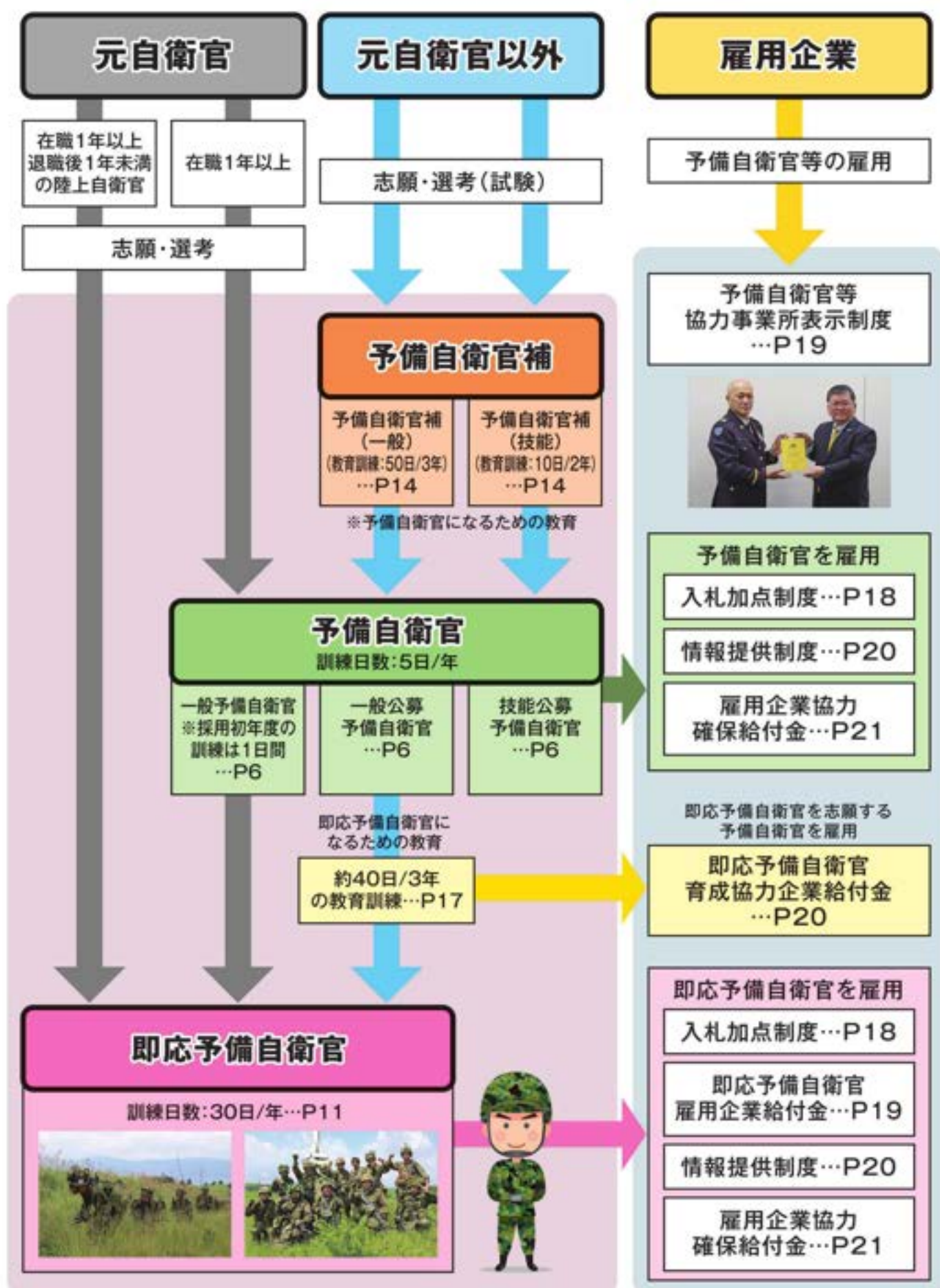
国家の緊急事態に当たっては、大きな防衛力が必要です。普段は、必要最小限の防衛力で対応し、いざという時に急速に集める事ができる予備の防衛力が必要となります。諸外国でも、いざという時に急速に戦力を増強するシステムを取り入れています。わが国においては、これに相当するものとして、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3制度を設けています。

|                          | 予備自衛官<br>                                                 | 即応予備自衛官<br>                                                             | 予備自衛官補<br> |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 導入年度                     | 昭和29年度                                                                                                                                     | 平成9年度                                                                                                                                                    | 平成13年度                                                                                        |
| 有事の際の役割                  | 第一線部隊が出動した時に、駐屯地の警備や後方支援等の任務に就きます。                                                                                                         | 第一線部隊等の一員として、現職自衛官とともに任務に就きます。                                                                                                                           |                                                                                               |
| 招集区分                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●防衛招集</li> <li>●国民保護等招集</li> <li>●災害招集</li> <li>●訓練招集</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●防衛招集</li> <li>●国民保護等招集</li> <li>●治安招集</li> <li>●災害等招集</li> <li>●訓練招集</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●教育訓練招集</li> </ul>                                     |
| 平時における(教育)訓練日数           | ・5日/年<br>(3日間と2日間に分割可能です)<br><small>※方面総監が特に必要と認める場合、6日以上訓練に参加可能</small>                                                                   | ・30日(2日間～4日間程度の訓練を複数回)/年                                                                                                                                 | ・予備自衛官補(一般) 50日/3年以内<br>・予備自衛官補(技能) 10日/2年以内<br><small>※1回5日間</small>                         |
| 員数                       | <b>47,900人</b><br>[陸自:46,000人<br>海自:1,100人<br>空自:800人]                                                                                     | <b>7,981人</b><br>(陸自のみ)                                                                                                                                  | <b>4,621人</b><br>[陸自:4,600人<br>海自:21人]                                                        |
| 処遇等                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●予備自衛官手当 12,300円/月</li> <li>●訓練招集手当 11,000円/日</li> <li>●勤続報奨金 70,000円/1任期(3年)</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●即応予備自衛官手当 18,500円/月</li> <li>●訓練招集手当 26,300円～17,100円/日</li> <li>●勤続報奨金 215,000円/1任期(3年)</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●教育訓練招集手当 8,800円/日</li> </ul>                          |
| 雇用企業給付金                  |                                                                                                                                            | <b>42,500円/月・人</b><br>(年額:510,000円)                                                                                                                      |                                                                                               |
| 近年の予備自衛官即応予備自衛官の災害派遣招集実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和元年東日本台風(台風19号)</li> <li>●新型コロナウイルスの感染拡大防止(R2)</li> <li>●令和2年7月豪雨</li> <li>●令和6年能登半島地震</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年7月豪雨</li> <li>●北海道胆振東部地震(H30)</li> <li>●令和元年東日本台風(台風19号)</li> <li>●令和2年7月豪雨</li> <li>●令和6年能登半島地震</li> </ul> |                                                                                               |
| 詳しくはこちら<br>予備自衛官制度HP     |                                                         |                                                                      |          |

※令和7年9月1日現在

※手当・給付金は、課税対象になります。

# 予備自衛官等の任用までの流れ





# 予備自衛官等を支える各種制度

## ●防衛省職員生活協同組合制度

即応予備自衛官の方限定!

現職隊員と同様に即応予備自衛官も防生協共済事業(生命・医療共済、火災・災害共済)が利用可能です。ぜひ、ご利用ください。

|        | 保険種類               | 内 容                                                                                        | 備 考                        |
|--------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 掛 金    | 生命・医療共済(本人)        | 月額:1,000円/1口 限度口数:4口まで<br>(配偶者、子供の加入可能)                                                    |                            |
|        | 火災・災害共済            | 年額:200円/1口 限度口数:建物60口、家財30口まで                                                              |                            |
| 保障額    | 生命・医療共済(本人)        | 死亡500万円/1口、入院3千円(1日あたり)/1口<br>支払対象の入院に関係した手術3万円/1口                                         | ※3日以上入院が対象で、<br>入院1日目から支払い |
|        | 火災・災害共済            | 50万円/1口(火災等)、6千円から6万円/1口(風水害等)                                                             |                            |
| 徴収方法   | 生命・医療及び<br>火災・災害共済 | 指定の金融機関口座から引落(1年分)                                                                         |                            |
| 申込・問合せ |                    | 最寄りの駐屯地業務隊厚生科(防生協地域担当者)又は招集部隊担当者へ<br>若しくは防生協コールセンターフリーダイヤル0120-079-931 受付時間:平日08:30~17:00へ |                            |

※防生協の共済事業を利用されている方が50歳以上で即応予備自衛官の任用期間が満了となる場合は、退職者共済・医療共済への移行(据置期間)が可能です。

## ●任期制自衛官退職時進学支援給付金制度

任期満了退職される方へ

自衛隊では、**任期制自衛官**として任期満了まで勤務し、国内の大学等に進学した方で、大学等の在学中に予備自衛官または即応予備自衛官に任用されている場合、給付金を支給しています。

**【進学支援給付金】** 年額535,800円(上限額) (即応予備自衛官に任用された場合)  
年額356,000円(上限額) (予備自衛官に任用された場合)

※支給額については、任期満了退職後、予備自衛官または即応予備自衛官のいずれに任用されるかによって異なります。また、予算の成立状況により、支給額が変更することもあります。



▶進学支援給付金の支給を受けるための条件「進学支援給付金」を受け取るためには、下記の3つを満たす必要があります。

- ☒ 任期制自衛官であって、**任期満了した日に退職していること**
- ☒ **予備自衛官または即応予備自衛官として任用されていること**
- ☒ 学校教育法に規定する**大学等(夜間及び通信制を除く。)**に在学していること  
(大学等:大学院、専門職大学、短期大学専攻科、高等専門学校専攻科及び専修学校(専門課程4年制)。)

※上記要件を満たさなくなった場合、給付金の全部又は一部の返納が必要となります。※他の奨学金制度を利用している場合でも支給の対象となります。

## ●予備自衛官等福祉支援制度

予備自衛官等福祉支援制度とは

一人一人の互いの結びつきを、より強い「きずな」に育てるために、また同僚の「喜び」や「悲しみ」を互いに分かちあうための、予備自衛官・即応予備自衛官・予備自衛官補同志による「助け合い」の制度です。

※本制度は、防衛省の要請に基づき隊友会が運営しています。



制度の特長

**割安な「会費」で  
慶弔の給付を行います**  
会員本人の死亡150万円、配偶者の死亡15万円、子・父母の死亡3万円、結婚・出産祝金2万円、入院見舞金2万円。

**招集訓練出頭中における災害補償**  
福祉支援制度に加入した場合、毎年の訓練出頭中(出頭、帰宅における移動時を含む)に発生した傷害事故に対し補償を行います。(現在加入されている傷害保険と合わせて給付されます)  
※災害派遣出動中における補償にも適用されます。

**「相互扶助功労金」  
の給付を行います**  
3年以上加入し脱退した場合には、加入期間に応じ「相互扶助功労金」の給付を行います。



●加入資格 予備自衛官・即応予備自衛官または予備自衛官補である者。ただし、加入した後、予備自衛官・即応予備自衛官または予備自衛官補を退職した後も、満64歳に達した日以後の8月31日まで継続することができます。

●会費 予備自衛官・予備自衛官補... 毎月 950円  
即応予備自衛官... 毎月1,000円  
※3ヵ月分まとめて3ヵ月ごとに口座振替にて徴収します。

お問い合わせ

公益社団法人 隊友会 事務局(公益課)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5番1号 電話03-5362-4873



## ●招集時の緊急登庁支援

自衛隊では、災害派遣等で緊急に登庁する場合、駐屯地において隊員等が一時的にお子様の面倒見を行う緊急登庁支援施策を実施しています。予備自衛官、即応予備自衛官の方が、災害招集等された際に、駐屯地に開設する緊急登庁支援施設において、親族等が引き取りに来るまでの間、お子様の面倒見を行います。※各駐屯地において、事前の登録が必要となります。





# 予備自衛官制度

About SDF Reserve

## 1 予備自衛官とは

防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が出動した後の駐屯地の警備、後方支援、第一線部隊の補充等、避難住民の救援・誘導等、災害救助活動の任務にあたります。

普段は…



民間人としてそれぞれの職業に従事し、企業などの一員として勤務しつつ、年間5日間の訓練に参加します。



いざという時は…



災害招集  
国民保護等招集  
防衛招集

自衛官としてわが国の防衛等に貢献します。  
また災害招集等で地域社会に貢献します。

## 2 予備自衛官の処遇

1任期满了時の  
受給モデル

約27万円

↑約68万円

訓練日数(通常)  
15日/3年

※常備自衛官から退職後、1年未満で任用された場合、任用1年目は、1日間訓練参加で158,600円支給されます。

予備自衛官手当

4,000円

月額: ↑12,300円

2、5、8、11月の3ヶ月毎に支給されます。

ただし、正当な理由のない訓練不出頭の場合、手当の支給は停止されます。

訓練招集手当

8,100円

日額: ↑11,000円

勤続報奨金(新設)

1任期: 70,000円

1任期(3年)を良好な成績で勤務すると、勤続報奨金として70,000円が支給されます。

※手当は課税対象になります。

※公募予備自衛官から即応予備自衛官任用への基本特技取得のための訓練招集手当は日額: 13,200円

招集旅費・被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

### 3 予備自衛官の応募資格等

令和7年4月1日現在

|      |        |                                                                                               |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       |    |  |
|------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|--|
| 応募資格 | 対象者    | ●自衛官として1年以上勤務した者（自衛官候補生の期間を含む）で、採用時にそれぞれの階級に応ずる年齢未満の者。（海上自衛官、航空自衛官からでも陸上予備自衛官へ志願可能）           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       |    |  |
|      | 退職時階級  | 1佐                                                                                            | 2佐 | 3佐 | 1尉 | 2尉 | 3尉 | 准尉 | 曹長 | 1曹 | 2曹 | 3曹 | 士長 | 1士    | 2士 |  |
|      | 採用時の年齢 | 62歳未満                                                                                         |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 55歳未満 |    |  |
| 採用   |        | ●本人の志願に基づき、選考により採用します。<br>●採用時に階級、職種、特技及び訓練招集部隊が指定されます。<br>●採用者には、採用決定次第、本人に採用通知（辞令書の交付）をします。 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       |    |  |
| 身分   |        | 非常勤の特別職国家公務員                                                                                  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       |    |  |
| 任用期間 |        | 1任期3年（継続任用も可能）<br>※62歳以上の場合は65歳に達するまで（医師、看護師など一部の予備自衛官を除く。）                                   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |       |    |  |

### 4 日程調整の一例

年間複数回設定された訓練から、勤務の状況等により都合の良い時期を選んで出頭することが可能です。

#### ＞雇用企業等



招集予定時期等の  
問合せ

訓練招集出頭  
協力要請

※予備自衛官などの  
依頼を受け、  
必要に応じて要請

#### ＞自衛隊地方協力本部



訓練出頭の調整  
休暇申請・許可

訓練出頭  
可能時期の調整

訓練招集  
命令書の交付

訓練招集日程等の  
調整及び訓練出頭  
状況の確認

#### ＞予備自衛官



指定の日時に  
出頭

#### ＞訓練招集部隊



## 5 5日間訓練の一例

| 1日目                                                                                       | 2日目                                                                                        | 3日目                                                                                        | 4日目                                                                                         | 5日目                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>出頭</b><br>被服等交付<br>着隊式<br>健康診断 等                                                       | <b>野外衛生</b><br>体育訓練<br>基本教練 等                                                              | <b>武器訓練</b><br>●射撃予習<br>●射撃検定                                                              | <b>職務に応じた訓練</b>                                                                             | <b>精神教育</b><br>●防衛講話<br>●制度教育<br>表彰、離隊式                                                         |
| <br>●出頭  | <br>●野外衛生 | <br>●射撃予習 | <br>●警備訓練 | <br>●永年勤続者表彰 |
| <br>●着隊式 | <br>●体育訓練 | <br>●射撃検定 | <br>●救急法  | <br>●離隊式     |

**予備自衛官の訓練日程のポイント**

- 訓練は5日間連続で出頭することが望ましいですが、仕事の都合等やむを得ない場合は、2回に分割して出頭することが可能です。
- 訓練は主として土・日曜日、祝日を含む日程で設定されます。

## 6 1日間訓練

自衛隊を退職して1年未満で採用された場合は、初年度出頭は各地方協力本部等で実施する「1日間訓練」のみです。仕事や職場環境に慣れる時間を十分に取、次年度以降の「5日間訓練」出頭に向けて準備できます。



● 服務の宣誓

## 7 特別な招集訓練

5日間訓練のほか、特別な招集訓練として、サイバーに係る多国間演習、日米共同方面隊指揮所演習(YS)等への参加など、更なる経験を積めます。



● 日米共同方面隊指揮所演習

## 8 予備自衛官の声



### 「予備自衛官に任官して」

自衛隊山形  
地方協力本部  
予備1等陸曹

小田 由紀子

### About SDF Reserve

平成9年8月、予備自衛官(即応予備自衛官を含む。)に任官して以来、約26年6か月が経ちました。自分にできることがあればという思いがきっかけで現在までに至ります。

予備自衛官招集訓練にはこれまで529日出頭し、いざという時のため練成しています。

また、即応予備自衛官時代に平成23年3月11日に発生した、東日本大震災に伴い、災害派遣活動を経験しました。任務については宮城県七ヶ浜町等において、物資輸送支援及び入浴支援を実施しました。本任務中、特に印象に残ったこととしては、同じ被災者であっても若

年者と高齢者の情報収集能力や避難場所における対応力に違いがあったことです。

今日まで、予備自衛官及び即応予備自衛官として、勤続できたのは、なにより家族の理解と協力によるものと実感しています。

また、今までの功績により令和5年度方面優秀隊員に選出され、令和6年3月、仙台駐屯地で東北方面総監から顕彰状をいただくことができました。

現在、春から秋までの期間は果樹園で、冬季の農閑期においてはこども園で保育士として勤務しています。今後については、あらゆる時も社会貢献を可能にするため、引き続き体調管理に留意し、職場との両立を継続していきます。



# 海上自衛隊の予備自衛官制度

## 1 招集訓練風景



● 受付



● 着隊式



● 健康診断



● 体力測定



● 銃分解結合



● 離隊式

## 2 実効性確保のための取組み

### 事前配置指定

予備自衛官への採用時、現役当時の特技等を考慮したうえで、招集時等の配置をあらかじめ指定しています。

### 配置訓練

事前配置指定に基づいて、招集訓練時に配置ごとの個別訓練を実施することで、災害招集時等の実効性向上を図っています。



● 配置訓練(整備員)



● 配置訓練(船舶運航員)



● 配置訓練(警備員)



# 航空自衛隊の予備自衛官制度

## 1 空自の訓練招集部隊等

航空自衛隊では都道府県ごとに担当する基地を決めており、予備自衛官は招集訓練の際に該当する基地に出頭し訓練を受けます。

佐官の予備自衛官は最初の2日間は出頭先の部隊で訓練を受け、残りの3日間は指定された職務の訓練を受けることができる部隊へ移動して訓練を行います。



| NO | 空白基地 | 担当区域                 |
|----|------|----------------------|
| ①  | 千歳   | 北海道                  |
| ②  | 三沢   | 青森県、岩手県、秋田県          |
| ③  | 松島   | 宮城県、山形県、福島県          |
| ④  | 百里   | 茨城県、栃木県              |
| ⑤  | 木更津  | 千葉県                  |
| ⑥  | 府中   | 東京都、神奈川県             |
| ⑦  | 入間   | 群馬県、埼玉県              |
| ⑧  | 浜松   | 山梨県、長野県、静岡県          |
| ⑨  | 小牧   | 愛知県、三重県、滋賀県          |
| ⑩  | 岐阜   | 岐阜県                  |
| ⑪  | 小松   | 新潟県、富山県、石川県、福井県      |
| ⑫  | 奈良   | 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| ⑬  | 美保   | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県      |
| ⑭  | 防府北  | 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県  |
| ⑮  | 築城   | 大分県                  |
| ⑯  | 春日   | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県      |
| ⑰  | 新田原  | 宮崎県、鹿児島県             |
| ⑱  | 那覇   | 沖縄県                  |

## 2 雇用企業主様を対象とした部隊研修

予備自衛官の招集訓練に合わせて、年に数回、雇用主様を招へいし、訓練風景を視察いただいています。

雇用主様からは「規律や安心安全への考えがしっかりしており、組織として学ぶべきところが多い。」等とお言葉をいただいています。



## 3 訓練招集の風景

訓練招集に応じた予備自衛官は、武器の分解結合訓練や消火訓練等を行います。

予備自衛官は、基地警備・車両輸送・給養等の基地機能の維持に従事する他、看護師や薬剤師の資格を保有している場合は、そのスキルを生かした業務に従事します。





# 即応予備自衛官制度

About SDF Ready Reserve

## 1 即応予備自衛官とは

防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において、常備自衛官と同様の任務にあたります。

普段は…



民間人としてそれぞれの職業に従事し、企業などの一員として勤務しつつ、年間30日間の訓練に参加します。



いざという時は…



速やかに出頭し、自衛官としてわが国の防衛等に貢献します。また災害救援等で地域社会に貢献します。

災害等招集  
治安招集  
国民保護等招集  
防衛招集

## 2 即応予備自衛官の処遇

1任期满后時の 約163万~197万円  
受給モデル **約242万~325万円** 訓練日数(通常) 90日/3年

即応予備自衛官手当

月額: 16,000円  
**↑18,500円**

2、5、8、11月の3ヶ月毎に支給。ただし正当な理由のない訓練不出頭の場合、手当の支給は停止されます。

勤続報奨金

1任期: 120,000円  
**↑215,000円**

1任期(3年)を良好な成績で勤務すると、勤続報奨金として215,000円が支給されます。

訓練招集手当

| 階級   | 日当                      | 階級   | 日当                      | 階級   | 日当                      |
|------|-------------------------|------|-------------------------|------|-------------------------|
| 2等陸尉 | 14,200円 <b>↑26,300円</b> | 陸曹長  | 13,200円 <b>↑24,800円</b> | 3等陸曹 | 11,300円 <b>↑20,700円</b> |
| 3等陸尉 | 13,700円 <b>↑25,700円</b> | 1等陸曹 | 13,200円 <b>↑24,200円</b> | 陸士長  | 10,400円 <b>↑18,300円</b> |
| 准陸尉  | 13,200円 <b>↑25,400円</b> | 2等陸曹 | 12,600円 <b>↑23,000円</b> | 1等陸士 | 10,400円 <b>↑17,100円</b> |

※手当は課税対象になります。

招集旅費、被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

### 3 即応予備自衛官の応募資格等

令和7年4月1日現在

|      |                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                     |    |    |    |    |       |    |       |    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|-------|----|-------|----|
| 応募資格 | 対象者                                                                                                                                                            | 自衛官としての勤務期間が1年以上の者(自衛官候補生の期間を含む。)で退職後1年未満の元陸上自衛官又は陸上自衛隊の予備自衛官で採用されている者。かつ、採用時にそれぞれの階級に応ずる年齢未満の者。 ※予備自衛官補(一般)から予備自衛官に任用された者で所定の教育訓練により基本特技を修得した者を含む。 |    |    |    |    |       |    |       |    |
|      | 退職時階級                                                                                                                                                          | 2尉                                                                                                                                                  | 3尉 | 准尉 | 曹長 | 1曹 | 2曹    | 3曹 | 士長    | 1士 |
|      | 採用時の年齢※                                                                                                                                                        | 53歳未満                                                                                                                                               |    |    |    |    | 52歳未満 |    | 50歳未満 |    |
| 採用   | <ul style="list-style-type: none"><li>●本人の志願に基づき、選考により採用します。</li><li>●採用時に階級、職種、特技及び自衛官となって勤務する部隊が指定されます。</li><li>●採用者には、採用決定次第、本人に採用通知(辞令書の交付)をします。</li></ul> |                                                                                                                                                     |    |    |    |    |       |    |       |    |
| 身分   | 非常勤の特別職国家公務員                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                     |    |    |    |    |       |    |       |    |
| 任用期間 | 1任期3年(継続任用も可能)<br>任用上限年齢は自衛官と同じ。                                                                                                                               |                                                                                                                                                     |    |    |    |    |       |    |       |    |

### 4 訓練日程等の調整要領

#### ＞雇用企業等



招集予定時期等の  
問合せ

制度の広報、  
給付金支給手続等

訓練出頭の調整  
休暇申請・許可

訓練招集に応じることが  
できない場合の  
申し出書等

#### ＞自衛隊地方協力本部



出頭状況確認

#### ＞即応予備自衛官



訓練出頭可能時期の調整

訓練招集命令書の交付

指定日時に出頭

#### ＞指定部隊



#### 即応予備自衛官の訓練日程調整等のポイント

- 年度及び3ヶ月毎の訓練計画を早期に通知し、事前に調整します。
- 企業等の勤務態勢や急な業務の都合に、できる限り対応しています。

## 5 招集訓練の一例

### 個人としての訓練(各個訓練)

#### Aタイプ

精神教育  
特殊武器防護 等  
2日間



●訓練開始式

#### Bタイプ

格闘訓練  
小火器射撃  
体力検定 等  
2日間×3回



●射撃訓練

#### Cタイプ

特技訓練 等  
2日間×4回



●空輸訓練



●精神教育



●格闘訓練



●砲手訓練

### 部隊としての訓練(部隊訓練)

#### Dタイプ

班レベルの  
部隊訓練  
4日間×1回



●対空戦闘訓練

#### Eタイプ

小隊レベルの  
部隊訓練  
3日間×2回



●迫撃砲訓練

#### Fタイプ

中隊レベルの  
部隊訓練  
4日間×1回



●積載訓練



●燃料交付



●小火器戦闘射撃



●中隊検閲

### 即応予備自衛官の招集訓練のポイント

■訓練は主として土・日曜日、祝日を中心に設定されますが、平日を中心に設定することも可能です。

## 6 訓練日程の一例

### ○即応予備自衛官(土日休業日の方)の

訓練スケジュール 訓練参加日数：平日6日間、土日祝24日間

| 訓練日数  | 1     | 2     | 3     | 4      | 5      | 6      | 7      | 8      | 9      | 10     |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訓練タイプ | A     |       | C1    |        | B2     |        |        | E2     |        | C4     |
| 訓練参加日 | 4月20日 | 4月21日 | 5月18日 | 5月19日  | 6月8日   | 6月9日   | 8月22日  | 8月23日  | 8月24日  | 8月31日  |
| 曜日    | 土     | 日     | 土     | 日      | 土      | 日      | 木      | 金      | 土      | 土      |
| 訓練日数  | 11    | 12    | 13    | 14     | 15     | 16     | 17     | 18     | 19     | 20     |
| 訓練タイプ | C4    |       | B3    |        | C2     |        | B1     |        | E1     |        |
| 訓練参加日 | 9月1日  | 9月14日 | 9月15日 | 10月26日 | 10月27日 | 11月16日 | 11月17日 | 11月22日 | 11月23日 | 11月24日 |
| 曜日    | 日     | 土     | 日     | 土      | 日      | 土      | 日      | 金      | 土      | 日      |
| 訓練日数  | 21    | 22    | 23    | 24     | 25     | 26     | 27     | 28     | 29     | 30     |
| 訓練タイプ | C3    |       |       | D      |        |        |        | F      |        |        |
| 訓練参加日 | 12月7日 | 12月8日 | 1月23日 | 1月24日  | 1月25日  | 1月26日  | 2月21日  | 2月22日  | 2月23日  | 2月24日  |
| 曜日    | 土     | 日     | 木     | 金      | 土      | 日      | 金      | 土      | 日      | 月(祝)   |

### ○即応予備自衛官(警備業・男性・平日休業日)の

訓練スケジュール 訓練参加日数：平日24日間、土日祝6日間

| 訓練日数  | 1     | 2      | 3     | 4      | 5      | 6     | 7     | 8      | 9      | 10     |
|-------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 訓練タイプ | A     |        | C1    |        | B2     |       |       | E2     |        | C4     |
| 訓練参加日 | 4月22日 | 4月23日  | 5月13日 | 5月14日  | 6月10日  | 6月11日 | 8月24日 | 8月25日  | 8月26日  | 9月2日   |
| 曜日    | 月     | 火      | 月     | 火      | 月      | 火     | 土     | 日      | 月      | 月      |
| 訓練日数  | 11    | 12     | 13    | 14     | 15     | 16    | 17    | 18     | 19     | 20     |
| 訓練タイプ | C4    |        | B3    |        | C2     |       | B1    |        | E1     |        |
| 訓練参加日 | 9月3日  | 9月17日  | 9月18日 | 10月28日 | 10月29日 | 11月6日 | 11月7日 | 11月22日 | 11月23日 | 11月24日 |
| 曜日    | 火     | 火      | 水     | 月      | 火      | 水     | 木     | 金      | 土      | 日      |
| 訓練日数  | 21    | 22     | 23    | 24     | 25     | 26    | 27    | 28     | 29     | 30     |
| 訓練タイプ | C3    |        |       | D      |        |       |       | F      |        |        |
| 訓練参加日 | 12月9日 | 12月10日 | 1月21日 | 1月22日  | 1月23日  | 1月24日 | 2月13日 | 2月14日  | 2月15日  | 2月16日  |
| 曜日    | 月     | 火      | 火     | 水      | 木      | 金     | 木     | 金      | 土      | 日      |

## 7 即応予備自衛官の声



西部方面後方支援  
隊第308普通科  
直接支援中隊  
即応予備3等陸曹

下池 俊二

### 「即応予備自衛官として」About SDF Ready Reserve

私は平成30年10月から予備自衛官として4年間勤務し、その後、令和4年9月から即応予備自衛官として任用され、普通科直接支援中隊において車両整備に係る訓練に励んでいます。

任用当初、私にとって車両整備は初めての訓練環境ということから、非常に分からないことばかりであり、専門的な知識や技術、経験の積み重ねもなかったことから、果たしてこのまま訓練を継続していけることができるのか大変不安がありました。

しかし、上司である即応予備自衛官係長等からの懇切丁寧なご指導のもと、今では一通りの予防整備ができるようになりました。また、同じ訓練に参加している先輩や同僚によるサポートもあり、自身のスキルを成長させながら訓練を継続することもできました。これもひとえに良き部隊と仲間により支えられたおかげであり、本当に感謝しております。

他方、自衛隊には民間にはない階級、命令及び服務規律等があり、時にはそのプレッシャーにストレスを感じることもあります。しかし、仲間との連帯感や訓練遂行の喜び、国や地域の安全を守るという使命感は民間にはない掛け替えのないものと感じます。南西防衛を担う一即応予備自衛官としての使命感を持ちながら、これからも訓練に励んでいきたいです。

今後も即応予備自衛官として勤務する中で、自身の技能向上を目指しながら国防と社会に貢献していきたいです。



# 予備自衛官補制度

About SDF Reserve Candidate

## 1 予備自衛官補とは

予備自衛官補制度とは、主として自衛官未経験者を予備自衛官補（一般・技能）として採用し、所定の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する制度です。

### 予備自衛官補制度のポイント

- 予備自衛官補の期間中は、教育訓練招集に応じる義務のみを有します。防衛招集や災害招集などに応じる義務はありません。
- 一般（駐屯地の警備や後方支援等の任務を実施する予備自衛官になるコース）と技能（医療従事者、語学要員等の予備自衛官になるコース）があります。
- 教育訓練のすべてを修了すると、予備自衛官に任用され、階級（一般：2士、技能：2佐～3曹）が指定されます。

## 2 予備自衛官補から予備自衛官へ

予備自衛官補  
になるには



志願票提出後、各地で実施される採用試験を受験します。

予備自衛官補に  
採用されると



一般は3年以内に50日間、技能は2年以内に10日間の教育訓練に参加し、必要な知識・技能を修得します。

教育訓練を  
修了すると...



予備自衛官として、年間5日間の招集訓練に参加する他、いざという時は自衛官として国防等の任務に就きます。

## 3 予備自衛官補の処遇

### 教育訓練招集手当

日額：**8,800円**

教育訓練に応じると手当が支給されます。

※手当は課税対象になります。

※eラーニングによる受講については、手当は支給されません。

### 支給総額

一般…**440,000円**／3年

技能…**88,000円**／2年

### 招集旅費・被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

### 災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

## 4 予備自衛官補の採用資格等

### 予備自衛官補の採用資格等

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 一 般 | 18歳以上52歳未満             |
| 技 能 | 18歳以上で、技能区分に応じ53～55歳未満 |

詳しくは  
募集HPへ



### 採用予定の技能資格

| 技能区分                     | 技能の資格                                                                                                      |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 衛 生                      | 医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、公認心理師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、救急救命士（准看護師の資格を併せて保有する者）、栄養士、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士 |
| 語 学                      | 英語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語                                                                   |
| 整 備                      | 1級大型又は小型自動車整備士、1級又は2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士                                                    |
| サイバー<br>(システム防護)         | CISSP、SSCP、情報処理安全確保支援士、CSSLP、CompTIA等                                                                      |
| 情報処理                     | 基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト等                                                                                 |
| 通 信                      | 総合無線通信士、陸上無線技術士、第1種工事担任者等                                                                                  |
| 電 気                      | 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者                                                                                        |
| 建 設                      | 1級又は2級建築士、測量士、測量士補、1級又は2級建設機械施工技士、木造建築士、1級又は2級建築施工管理技士、1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士                      |
| 放射線管理                    | 第1種又は第2種放射線取扱主任者                                                                                           |
| 法 務                      | 弁護士、司法書士                                                                                                   |
| 人 事                      | 遺体衛生保全士（エンバーマー）、納棺師、保育士                                                                                    |
| 海上自衛隊<br>予備自衛官補<br>(技 能) | 1級海技士（航海）、1級海技士（機関）、2級海技士（航海）、2級海技士（機関）、3級海技士（航海）、3級海技士（機関）、4級海技士（航海）、4級海技士（機関）、5級海技士（航海）、5級海技士（機関）        |

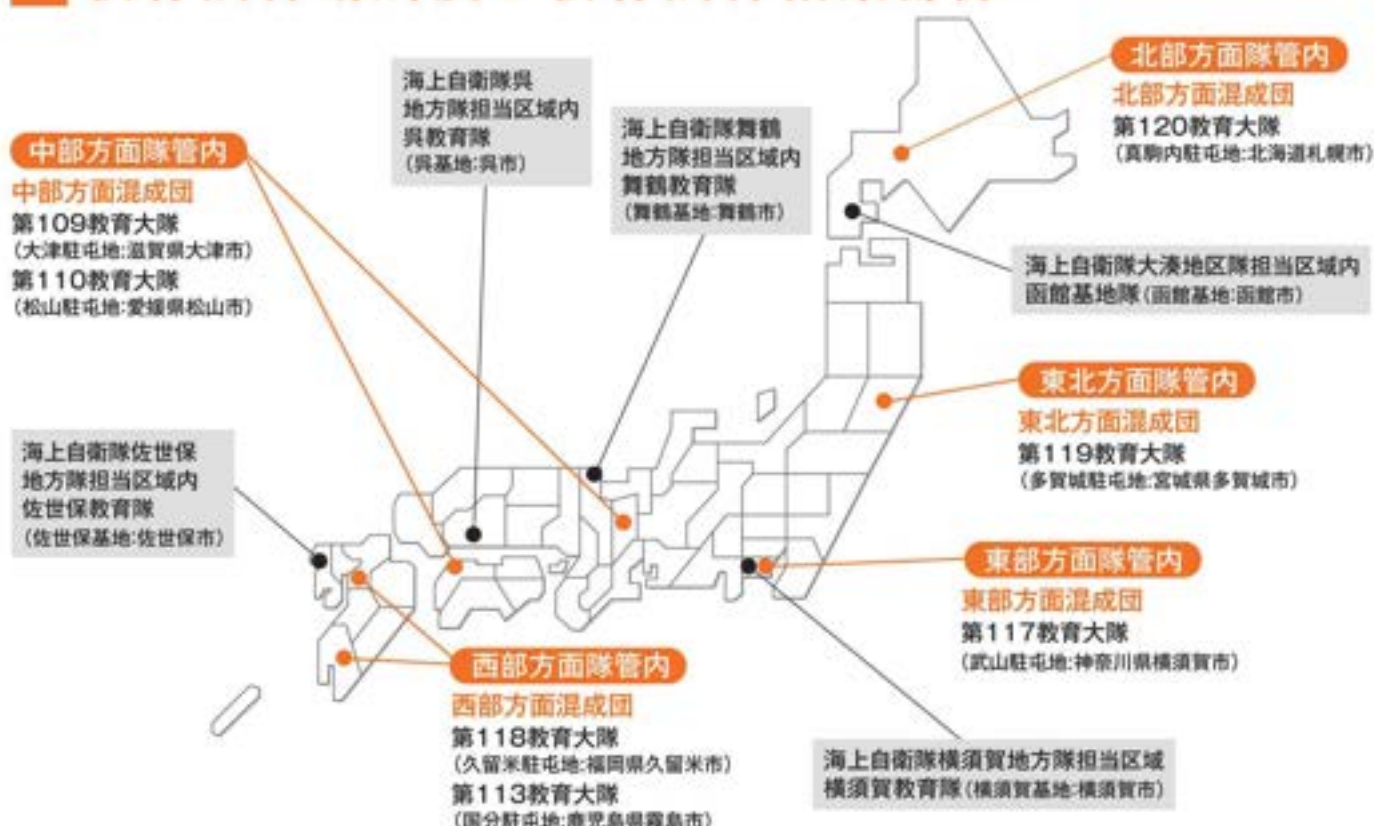
### 試験種目

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 一 般 | 筆記試験（教養試験、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査 |
| 技 能 | 筆記試験（小論文）、口述試験、適性検査及び身体検査     |

### 試験会場

|     |                    |                                             |
|-----|--------------------|---------------------------------------------|
| 一 般 | 都道府県ごと1か所以上で実施します。 |                                             |
| 技 能 | 陸 上                | 北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都練馬区、兵庫県伊丹市、熊本県熊本市などで実施します。 |
|     | 海 上                | 大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保の各地方隊などで実施します。               |

## 5 教育訓練場所及び教育訓練招集部隊



## 6 教育訓練の一例

### ■ 予備自衛官補(一般)

3年以内に50日(A~Jタイプ)の教育訓練を実施

| 段階  | 第1段階<br>(5日間×4回) |   |   |   | 第2段階<br>(5日間×4回) |   |   |   | 第3段階<br>(5日間×2回) |   |
|-----|------------------|---|---|---|------------------|---|---|---|------------------|---|
| タイプ | A                | B | C | D | E                | F | G | H | I                | J |
| 課目  | 精神教育・服務・体育       |   |   |   |                  |   |   |   |                  |   |
|     | 基本教練             |   |   |   | 野戦築城             |   |   |   | 野戦訓練             |   |
|     | 野戦訓練             |   |   |   | 通信               |   |   |   | 武器訓練及び射撃         |   |
|     | 格闘               |   |   |   | 野外勤務             |   |   |   | 実弾射撃             |   |
|     | 特殊武器防護・野外衛生等     |   |   |   | 職務訓練             |   |   |   |                  |   |

### ■ 予備自衛官補(技能)

2年以内に10日(技1、技2)の教育訓練を実施

| 段階  | 第1段階<br>(5日間×1回) | 第2段階<br>(5日間×1回) |
|-----|------------------|------------------|
| タイプ | 技1               | 技2               |
| 課目  | 精神教育・服務・体育       |                  |
|     | 基本教練             |                  |
|     | 武器訓練及び射撃         |                  |
|     | 野外勤務             |                  |
|     | 実弾射撃             |                  |
|     | 職務訓練             |                  |
|     | 特殊武器防護・野外衛生等     |                  |

## 7 eラーニングの教育について

予備自衛官補(一般)の教育訓練招集による移動及び時間の効率化を図るため、インターネットサービスを活用した教育訓練招集も可能です。

- 自宅等でいつでも輕易に受講可能
- 【メリット】 ○ 自宅と招集場所との移動の負担を軽減
- 約5日/50日の出頭を効率化

※教育訓練招集場所に出頭しないため、教育訓練招集手当の支給の対象とはなりません。

【新潟に居住する予備自補の一例(イメージ)】



## 8 教育訓練等風景

教育部隊のある駐屯地に起居し、各回5日間連続して教育訓練に参加することになります。



● 辞令書交付式



● 基本教練



● 行進訓練



● 歩哨訓練



● 射撃訓練



## 9 さらに飛躍も可能です!

### 一般公募予備自衛官から即応予備自衛官への任用について

| 概要      | 一般公募予備自衛官(予備自衛官補(一般)から予備自衛官に任用された者)のうち即応予備自衛官への任用を志願する者に対し、所定の教育訓練を行い、基本特技を修得した者を即応予備自衛官に任用                                                                                                                                                                                                   |           |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|         | 一般公募予備自衛官                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 即応予備自衛官任用 |
| 任用までの流れ | <p>基本特技付与のための教育訓練</p>  <p>【応募資格】<br/>○一般公募予備自衛官<br/>○年齢 即応予備自衛官の採用年齢に準じます。</p> <p>【訓練部隊】 指定された部隊<br/>【教育訓練期間】 3年以内<br/>○最大20日間/年(5日間訓練を含む。)<br/>○やむを得ない場合は1年を超えない範囲内で延長可能</p> <p>【任用後】<br/>指定された部隊に配置</p> |           |

## 10 予備自衛官補の声

### About SDF Reserve Candidate

#### 「実践への決意」

私は現在、生まれ育った故郷で役場職員として働いています。既に予備自衛官として活動していた上司から声を掛けていただいたことがきっかけとなり、予備自衛官補への挑戦を決意しました。訓練では幅広い年齢や職業の方が集まり、切磋琢磨しています。5日間を通して、目標に向かい協力し合うことは、年を追うごとに忘れられてしまう貴重な経験です。集団生活には、自衛官としてだけでなく、人としての資質を高める学びが凝縮されていました。

もう一つ、私が予備自衛官を志した理由に、東日本大震災での体験があります。幸いにも私の住む地域に大きな被害はありませんでしたが、ライフラインが数日間途絶え、初めての避難所生活を経験しました。当時、中学生だった私は、緊迫した空気と余震に怯える日々を過ごし、不安でたまらなかったことを覚えています。

避難所を運営する側に立った今、自分には何が出来るだろうか、と自問します。いざという時、たとえ微力であっても、大切な人や、地域の方々、困っている誰かの助けになりたい。簡単ではありませんが、ここに実践への決意とし、精進していくことを誓います。

自衛隊千葉  
地方協力本部  
予備自衛官補  
岡本 憲幸



# 企業の皆様方へ

To companies

## 1 お願い

予備自衛官等制度を円滑に運営するためには、企業等の皆様のご理解とご協力が不可欠です。国家防衛のために、あるいは地域社会のために、予備自衛官等が安心して招集(教育)訓練に出頭できるようご配慮の程よろしくお願いします。

具体的には…

- 予備自衛官等が休暇等で招集(教育)訓練に出頭できるよう、ご配慮下さい。
- 予備自衛官等が心おきなく招集訓練等に出頭できるよう、留守間の業務調整にご配慮下さい。

## 2 予備自衛官等を雇用するメリット

### 1. 国を守ることへの貢献

我が国の防衛に貢献できる

### 2. 地域社会への貢献

災害派遣に参加させることにより、地域社会へ貢献

### 3. 企業のイメージアップ

自衛官らしく颯爽とした動きは、企業のイメージアップ

### 4. 職場の活性化

予備自衛官の存在は、職場の活性化に

### 5. 人材育成

自衛隊のノウハウは、会社での人材育成の参考になる

## 総合評価落札方式における加点評価をご存知ですか？

防衛省が発注する建設工事の入札手続きで、工事現場となる駐屯地等に勤務経験のある予備自衛官等を現場配置する競争参加者については、総合評価落札方式で加点評価を行うこととしています。退職自衛官である予備自衛官等が部隊の運用等に関する知見を活かし、駐屯地等との調整を円滑に進めることにより、工事の品質の確保に寄与するとの観点から評価するものです。

#### ○ 対象

自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場内の工事で、予定価格がWTO基準額未満のもの

#### ○ 措置概要

予備自衛官又は即応予備自衛官(退職自衛官であるものに限る)を工事現場に配置する場合に評価(当該駐屯地等の勤務経験者の配置により、0.5点～2点の評価点)



防衛省HP「総合評価落札方式における予備自衛官等の評価について」を参照ください。

## 3 雇用企業主様等を対象とした部隊研修

予備自衛官等雇用企業主様等による部隊研修や訓練研修等を実施し、予備自衛官等制度に対する一層の理解及び協力の促進を図っております。



# 予備自衛官等雇用企業を支える各種制度

## 雇用時の支援

安心して  
雇用できる!



### 1 即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官が訓練および災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくために、雇用企業(即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体および自家営業主)に給付金が支払われます。



#### 支給要件は?\*

- 1 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。  
●1週間の所定労働時間が30時間以上であること  
●1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- 2 即応予備自衛官が招集訓練及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上不利な取扱をしないこと。
- 3 即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。

\*1:申請を受けた月から、支払の対象となります。\*2:支給要件を満たさなくなった場合には支給されません。

#### 支給要件の確認要領は?

- 1 支給要件を確認するため、申請時において所要の書類を提出していただきます。  
●雇用保険被保険者証、雇用契約書、  
雇入通知書、就業規則又は賃金台帳等の写し  
●休暇措置等を確認し得る書類又はその写し
- 2 地方協力本部担当者が、支給要件の確認をさせていただきます。

### 2 予備自衛官等協力事業所表示制度

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な関心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

企業の社会貢献を  
国が認定!



#### 協力事業所の認定を受けるには

予備自衛官等協力事業所には、地本長認定協力事業所と大臣認定協力事業所の2種類があります。

##### ●地本長認定協力事業所

予備自衛官等が常時勤務する事業所の中から、即応予備自衛官、予備自衛官及び予備自衛官補の人数や継続的な任用、訓練参加への配慮を考慮し、地方協力本部が認定します。なお、災害招集への協力実績がある場合等、特に認定する理由がある場合はこの限りでない。

##### ●大臣認定協力事業所

地方長認定協力事業所の中から、定められた基準に基づき選考したうえ、地方協力本部長の推薦により、防衛大臣が認定します。なお、選考にあたり、災害招集への協力実績がある場合等、特に認定する理由がある場合はこの限りでない。

## 平常時の支援

いつ招集？  
期間は？



### 1 雇用主に対する情報提供制度

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対し、その被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間その他の情報を提供する制度です。

#### 情報提供制度の活用

##### 訓練招集時

従業員である複数の予備自衛官等が同時に訓練で抜けないよう調整

##### 実運用での招集時

- 予備自衛官等を複数雇用している雇用主とのローテーションの調整
- 招集予定期間等を事前にお知らせすることで、招集に対する理解を雇用主から得られる
- 被災した地元と遠方に振り分けての招集



詳しくは  
こちら



#### 提供する主な情報 (自衛隊法施行規則第86条の4)

##### 訓練招集に関して

参加可能な招集訓練の日程、訓練内容、実施場所等

##### 実運用での招集に関して

招集され自衛官となる期間の見通し等

##### 実運用及び訓練招集に関して

招集中に負傷した場合に、負傷の程度や処置状況等

### 2 即応予備自衛官育成協力企業給付金

大事な  
訓練のために



自衛官未経験である予備自衛官（以下「一般公募予備自衛官」という。）が、即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として必要な知識・技能を修得するため、所要の訓練（「軽火器」36日間、「迫撃砲」39日間、最短で2年間）が必要となります。そのため通常の予備自衛官に比べ、平素の勤務先を離れる日数が増えることから、雇用企業の理解及び協力を資する給付金制度です。



#### 1 支給対象者

一般公募予備自衛官を雇用する法人その他の団体及び個人事業主  
(国・地方公共団体、公共法人及び一般公募予備自衛官本人が個人事業主である場合は除く。)

#### 2 支給要件

- 一般公募予備自衛官との間に次の事項のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
  - 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
  - 申請時において、1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
- 一般公募予備自衛官が訓練招集等に応じる期間を、特別休暇、勤務免除扱いとする等、労働協約又は就業規則等により措置することによって、不利益な取扱いをしないことが明らかであること。
- 雇用企業内において予備自衛官及び即応予備自衛官制度等の周知に努めること。
- 一般公募予備自衛官が、即応予備自衛官に任用されたときに雇用関係を有すること。
  - ※ 基本特技「軽火器」又は「迫撃砲」の取得が必要

#### 3 支給金額

560,000円(一括支給)

# 招集時の支援

## 雇用企業協力確保給付金

予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで、平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給します。

### 給付対象となるケース①

### 防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合

予備自衛官又は即応予備自衛官である従業員が10日間招集された場合(就業規則における休日は除く)



事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官が10日間招集された場合(休日は除く)



### 給付対象となるケース②

### 招集中における公務上の負傷又は疾病によりの勤務先を離れた場合

上記①のための招集中又は訓練招集中において、公務上の負傷又は疾病により14日間(※)の入院等による治療を要するため、予備自衛官等である従業員が平素の勤務先を離れた場合  
(※) 上限を90日とする。



上記①のための招集中又は訓練招集中において、公務上の負傷又は疾病により14日間(※)の入院等による治療を要するため、事業を営む予備自衛官等が勤務先を離れた場合  
(※) 上限を90日とする。



### 給付額

予備自衛官等である従業員又は事業を営む予備自衛官等が、勤務先における事業に従事することができなかった日数

×

日額 34,000円

※就業規則における休日は除く。※通院等による時間単位の休業補償は支給対象外。

### 支給対象者

予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主  
(国、地方公共団体及び公共団体を除く)

### 支給対象者

個人事業主などの事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官

# 実運用での招集のイメージ

## 招集時



## 招集間



## 招集後



※1 招集に関する情報を受けるためには、事前に情報提供制度への申請が必要です。

※2 雇用企業協力確保給付金の支給を受けるためには、事前に支給の申請が必要です。

※3 実運用での招集間の給与は、自衛官としての給与が支給されます。適切な給与算定のためには、在職証明書等の提出が必要です。

## 4 予備自衛官等雇用企業からの声

### About SDF Ready Reserve

#### 「即応予備自衛官を雇用すること」

弊社は、2021年に北海道帯広市に設立し、交通誘導警備・雑務警備・施設警備・列車監視業務といった警備業務を行っている会社です。また、網路市にも支店を設置するとともに、警備業務だけではなく新たな試みとして事業を拡大し、帯広市に飲食店を1店舗開店しています。

現在、弊社には25名の従業員がおり、そのうち私を含めた管理職が2名、現場で活躍する従業員6名の合計8名が即応予備自衛官として在籍しております。各々が自衛隊生活で培った経験や技能を活かしながら日々の業務に責任感を持って従事しております。訓練出頭の際には、会社が一丸となって他の従業員と助け合い、連携を図りながら業務に支障が出ないように調整を行うことで訓練に出頭しています。

即応予備自衛官は、年間30日間の訓練に出頭し、技能を磨き、こと有事の際においては招集され自衛官の身分となり、国防や災害派遣等の任務に従事します。即応予備自衛官は、自衛隊という組織の重要な戦力になることを深く認識するとともに、弊社としては、従業員が心置きなく即応予備自衛官として安心して訓練に出頭できる環境づくりを今後とも行っていく所存です。

株式会社グローバル・エムサービス  
代表取締役

松浦 雅俊 様



# 自衛隊地方協力本部所在一覧

| 地方協力本部 | 郵便番号     | 所在地                            | 電話番号         | WEBサイト                                                                                  |
|--------|----------|--------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 札幌     | 060-8542 | 札幌市中央区北4条西15丁目1                | 011(631)5474 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/">https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/</a>     |
| 函館     | 042-0934 | 函館市広野町6-25                     | 0138(53)6241 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/">https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/</a>   |
| 旭川     | 070-0902 | 旭川市春光町国有無番地                    | 0166(51)6060 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/</a> |
| 帯広     | 080-0024 | 帯広市西14条南14丁目4                  | 0155(27)0822 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/">https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/</a>     |
| 青森     | 030-0861 | 青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F         | 017(776)1594 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/aomori/">https://www.mod.go.jp/pco/aomori/</a>       |
| 岩手     | 020-0023 | 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎2F             | 019(623)3236 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/iwate/">https://www.mod.go.jp/pco/iwate/</a>         |
| 宮城     | 983-0842 | 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F    | 022(295)2613 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/">https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/</a>       |
| 秋田     | 010-0951 | 秋田市山王4丁目3-34                   | 018(823)5404 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/akita/">https://www.mod.go.jp/pco/akita/</a>         |
| 山形     | 990-0041 | 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F       | 023(622)0711 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/">https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/</a>   |
| 福島     | 960-8112 | 福島市花園町5丁目46 福島第2地方合同庁舎2F       | 024(531)2351 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/">https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/</a> |
| 茨城     | 310-0061 | 水戸市北見町1丁目11 水戸地方合同庁舎4F         | 029(231)3317 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/">https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/</a>     |
| 栃木     | 320-0043 | 宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F       | 028(634)3385 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/">https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/</a>     |
| 群馬     | 371-0805 | 前橋市南町3丁目64-12                  | 027(221)4471 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/gunma/">https://www.mod.go.jp/pco/gunma/</a>         |
| 埼玉     | 330-0061 | さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎内3F | 048(831)6045 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/saitama/">https://www.mod.go.jp/pco/saitama/</a>     |
| 千葉     | 263-0021 | 千葉市稲毛区轟町1丁目1-17                | 043(251)7151 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/chiba/">https://www.mod.go.jp/pco/chiba/</a>         |
| 東京     | 162-8850 | 新宿区市谷本村町10-1                   | 03(3269)3513 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/">https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/</a>         |
| 神奈川    | 231-0023 | 横浜市中区山下町253-2                  | 045(662)9475 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/</a>   |
| 新潟     | 950-8627 | 新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F  | 025(285)0515 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/niigata/">https://www.mod.go.jp/pco/niigata/</a>     |
| 山梨     | 400-0031 | 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府地方合同庁舎2F      | 055(253)1591 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/</a> |
| 長野     | 380-0846 | 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F           | 026(233)2108 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagano/">https://www.mod.go.jp/pco/nagano/</a>       |
| 静岡     | 420-0821 | 静岡市葵区楠木366                     | 054(261)3151 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/</a>     |
| 富山     | 930-0856 | 富山市牛島新町6-24                    | 076(441)3271 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/toyama/">https://www.mod.go.jp/pco/toyama/</a>       |
| 石川     | 921-8506 | 金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F      | 076(291)6215 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/</a>   |
| 福井     | 910-0019 | 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F       | 0776(23)1910 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukui/">https://www.mod.go.jp/pco/fukui/</a>         |
| 岐阜     | 502-0817 | 岐阜市長良福光2675-3                  | 058(232)5191 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/gifu/">https://www.mod.go.jp/pco/gifu/</a>           |
| 愛知     | 454-0003 | 名古屋市中川区松重町3-41                 | 052(331)6269 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/aichi/">https://www.mod.go.jp/pco/aichi/</a>         |
| 三重     | 514-0003 | 津市桜橋1丁目91                      | 059(225)0531 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/mie/">https://www.mod.go.jp/pco/mie/</a>             |
| 滋賀     | 520-0044 | 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F         | 077(524)6446 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/shiga/">https://www.mod.go.jp/pco/shiga/</a>         |
| 京都     | 604-8482 | 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F      | 075(803)0820 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/</a>         |
| 大阪     | 540-0008 | 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館3F    | 06(6942)0542 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/osaka/">https://www.mod.go.jp/pco/osaka/</a>         |
| 兵庫     | 651-0073 | 神戸市中央区臨海海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F    | 078(261)9779 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/">https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/</a>         |
| 奈良     | 630-8301 | 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F         | 0742(23)7001 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/nara/">https://www.mod.go.jp/pco/nara/</a>           |
| 和歌山    | 640-8287 | 和歌山市築港1丁目14-6                  | 073(422)5116 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/">https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/</a>   |
| 鳥取     | 680-0845 | 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F       | 0857(23)2251 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/tottori/">https://www.mod.go.jp/pco/tottori/</a>     |
| 島根     | 690-0841 | 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F        | 0852(21)0015 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/shimane/">https://www.mod.go.jp/pco/shimane/</a>     |
| 岡山     | 700-8517 | 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F       | 086(226)0361 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/okayama/">https://www.mod.go.jp/pco/okayama/</a>     |
| 広島     | 730-0012 | 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F      | 082(221)2957 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/">https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/</a> |
| 山口     | 753-0092 | 山口市八幡馬場814                     | 083(922)2325 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/</a> |
| 徳島     | 770-0941 | 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎内5F        | 088(623)2220 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/">https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/</a> |
| 香川     | 760-0019 | 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F   | 087(823)9206 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/</a>       |
| 愛媛     | 790-0003 | 松山市三番町8丁目352-1                 | 089(941)8381 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/ehime/">https://www.mod.go.jp/pco/ehime/</a>         |
| 高知     | 780-0061 | 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい県合同庁舎8F     | 088(822)6128 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kochi/">https://www.mod.go.jp/pco/kochi/</a>         |
| 福岡     | 812-0878 | 福岡市博多区竹丘町1丁目12番                | 092(584)1881 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/</a>     |
| 佐賀     | 840-0047 | 佐賀市与賀町2-18                     | 0952(24)2291 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/saga/">https://www.mod.go.jp/pco/saga/</a>           |
| 長崎     | 850-0862 | 長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F           | 095(826)8844 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/">https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/</a>   |
| 大分     | 870-0016 | 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎内5F       | 097(536)6271 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/oita/">https://www.mod.go.jp/pco/oita/</a>           |
| 熊本     | 860-0047 | 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎8棟3F    | 096(297)2052 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/</a>   |
| 宮崎     | 880-0901 | 宮崎市東大湊2丁目1-39                  | 0985(53)2643 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/">https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/</a>   |
| 鹿児島    | 890-8541 | 鹿児島市東都元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎1F      | 099(253)8920 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/">https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/</a> |
| 沖縄     | 900-0016 | 那覇市前島3丁目24-3-1                 | 098(866)5457 | <a href="https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/">https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/</a>     |

※予備自衛官等制度で不明な点は、最新の自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。また、「予備自衛官等制度ウェブサイト」も是非ご覧下さい。

改訂版  
2025年9月(処遇改善)



ふだん空港。  
その経験を、  
自衛隊で生かす。



防衛省・自衛隊では、  
即応予備自衛官・予備自衛官・予備自衛官補を  
募集しています。

JAPAN  
SELF-DEFENSE  
FORCE  
RESERVE



予備自衛官  
百餘士程



X  
(旧: Twitter)



Instagram



スマートフォンで  
今すぐアクセス



予備自衛官

即応予備自衛官

予備自衛官補

●刊行:  
2025年(令和7年)9月1日  
●発行:  
防衛省陸上幕僚監部人事教育部  
人事教育計画課予備自衛官室